



[発行]
南房総教育事務所指導室
平成27年11月20日
第4号

児童虐待防止に関するQ&A

先日、全国の児童相談所が平成26年度に対応した児童虐待の件数（速報値）が8万8931件で、過去最多を更新したことが厚生労働省のまとめで分かりました。都道府県別では千葉県は5959件で、全国ワースト5位です。折しも、11月は「児童虐待防止推進月間」に当たります。そこで、Q&A形式で、児童虐待防止について考えてみたいと思います。

Q1 どういうことを「児童虐待」というのかわかりません。

A1 法律では18才未満の子供に対して、保護者等が以下の行為を行うことを「児童虐待」といい、子供に様々な影響を与えるといわれています。

身体的虐待

殴る、蹴る、熱湯をかける、溺れさせる、逆さ吊りにする、タバコの火を押しつける、頭部を激しく揺さぶる、冬に戸外に閉め出すなど身体に傷を負わせたり、生命に危険を及ぼす行為

性的虐待

子供に性的行為を行うこと、性器や性交を子供に見せること、また、強要して子供の裸を写真やビデオに撮影すること

ネグレクト（養育の怠慢・放棄）

十分な食事を与えない、衣服や下着などを長期間不潔なままにする、病気や怪我をしても病院に連れていかない、子供が求めているのにスキンシップをしない、子供を家に残したまま度々外出するなど。

心理的虐待

脅したりおびえさせたりする、無視するなどの拒否的な態度、兄弟間の極端な差別など、子供の心に著しい傷を与える言動を行うこと。また、子供をDV（夫婦間暴力）にさらすことも当てはまる。

Q2 「虐待」を見分けるサインや兆候がありますか？

A2 次のページの「子どものチェックリスト」（千葉県教職員のための児童虐待対応マニュアル：平成19年3月作成）を参考に判断してください。

Q3 「虐待」と判断してよいのか自信がありません。

A3 「虐待」かどうかの証明は必要ありません。

教職員が児童虐待を証明する必要はありません。通告する際に、虐待が疑われる理由（状況）を伝えるだけで十分です。「もし、間違っていたら…」という不安や、「疑うことの後ろめたさ」を感じる人はいるかもしれませんが、でも、もし本当だったら、重大な結果が生じてしまうかもしれません。虐待を疑ったことは責められませんし、通告者が特定されないようにしてもらえるので、専門機関に連絡しましょう。

Q4 「通告」と言われても、馴染みがないので敷居が高く感じます。

A4 「通告」とは、市町村児童相談担当部署や児童相談所に「連絡」することです。

児童虐待を発見した者は、通告する義務が「児童虐待の防止等に関する法律」に定められています。「通告」という言葉に馴染みがないので、難しそうな印象を受けるかもしれません。「通告」とは、市町村の児童相談担当部署や児童相談所に、援助が必要な子供や家庭があることを「連絡」することをいいます。

「通告」で敷居が高いようならば、「虐待かどうかの判断に迷う」「どう対応していいか分からない」といった「相談」をしてみるのがよいでしょう。

Q5 「しつけ」と「虐待」はどう区別するのですか？

A5 子供への心身への影響など、子供の身になって判断しましょう。

①子供の立場で判断を

「しつけ」とは、子供の気持ちや身体を尊重し、健全な成長発達のためになされるべきものです。親がいくら「愛情に根ざしたしつけ」のつもりでいても、子供の心や身体を傷つける行為であれば、「虐待」となります。「虐待かどうか」は、すべて子供の側に立って判断することが大切です。

②固定観念に縛られない

「実の親がそんなことをするはずがない」「そんなことをする人には思えない」など、一般の常識や自分の固定観念がいつもあてはまるとは限りません。重要なのは、常識や固定観念にとらわれず、子供に何が起きているのか、子供にどのような影響が現れているのかを判断することです。

（担当 指導主事 稲村 由則）

